

新訂 公害対策基本法の解説

環境庁企画調整局 岩田幸基 編
企画調整課長



公害情報室

新日本法規



第二章 公害の防止に関する基本的施策

第一節 環境基準

〔環境基準〕

第九条 政府は、大気^②の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型をあてはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、政府は、当該地域又は水域の指定を都道府県知事に委任することができる。

3 第一項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

4 政府は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第一項の基準が確保されるように努めなければならない。

(昭四五法一三三・一部改正)

〔趣旨〕

1 環境基準の意義

ばい煙の排出、工場廃液の排出等各種の排出規制が行なわれ、土地利用に関する規制がはかられる等環境汚染の防止に関する施策が進められている。この結果、一部で汚染度の減少もみられるが、他方、このような努力にもかかわらず、逆に環境汚染が進行しつつある面が少なくない。たとえば、多くの都市においては、昭和三六、七年を境として、降下ばいじん量の減少傾向がみられるが、亜硫酸ガスでは減少傾向を示している都市は少なく、多くの都市でむしろ汚染の濃度は高まりつつある。このことは、個別の発生源の規制が行なわれ守られても、発生源の規模や数が拡大することによつて汚染の総量は増大するという集積による汚染絶対量の増加を意味している。

環境基準は、このように環境汚染が発生源の集積による汚染の絶対量の増加ということに着目したものである。今日の公害問題で最も特徴的なことは、「集積」と呼ばれる事柄で、一つ一つの排出源からの汚染を個別的に相対的な排出濃度としてとりだしてみればほとんど被害を生じない程度のものであつても、数多く集まり重なる場合には重大な問題を生ずることである。一つ一つの排出源を規制してみても問題の十分な解決に役立たず、集積した汚染全体をとらえ、環境汚染の問題としてとらえていかなければならぬわけである。

従来の公害対策はどちらかといえば個別の発生源の相対的な排出濃度による規制に重点が置かれており、人の健康や生活環境を保護するという見地から集積する汚染を対象としていく施策が明確に打ち出されていなかった。環境基準を明記することとしたのは、以上のような考え方に基づくものである。

この法律は、基本法であつていわばプログラム規定が大半を占めているが、その中であつて、本条は、第十九条の公害防止計画に関する規定とともに、具体的な措置を定めたものといえよう。

2 改正の経緯

本条は、第六四回国会において二点の改正が行なわれた。

すなわち第一点は、環境基準の種類として、大気の汚染、水質の汚濁および騒音に加えて、「土壌の汚染」を加えたことである。これは、近年、各地でカドミウムによる農作物汚染が国民の健康保護の観点から重大な問題となつたことに対処するため、第二条の公害の定義に「土壌の汚染」を追加したことに伴うものである。

第二点は、本条第二項の「生活環境に係る基準を定めるにあつては、経済の健全な発展との調和を図るよう考慮するものとする」といういわゆる「調和条項」を削除し、かわりに、いわゆる環境基準の「あてはめ」の権限を都道府県知事に委任することができることとしたことである。「調和条項」の削除は、本法の目的における調和条項削除と軌を一にするものであり、これによつて、政府の公害対策に取り組む積極的姿勢を明確にしたものである。あてはめ権限の委任規定の創設は、公害が基本的には地域問題であり、地域の実情をもつとも把握しやすい立場にある都道府県知事にできるだけ権限を委譲するのが公害防止行政を迅速にすすめていくうえで最適であるということによるものである。

3 環境基準の性格

環境基準は、行政上の目標としての基準である。排出等の規制(第二〇条)、土地利用及び施設の設置に関する規制(第二一条)、公害防止に関する施設の整備(第二二条)等の個別の公害対策の実施にあたり、終局的に、大気、水、土壌、静けさをどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたのが環境基準である。いわば、公害対策推進全般にわたりその目標となり、よりどころとなるものである。

具体的には、次のように働くこととなる。まだ汚染されていないか、あるいは汚染の程度の低い地域については、

今後の汚染を防止するための対策の根拠となり、この基準をこえることのないよう対策を実施するための目標となる。このような考え方からその地域に係る排出規制や、必要に応じては産業立地の制限等の具体策が打ち出される。すでに汚染が進行している地域については、とりあえず、これ以上汚染を進行させないために立地規制、燃料規制等の行政上の措置を講じていくうえでの指標となるとともに、さらに、環境基準の程度まで汚染度を低減させるよう具体的な施策を実施するための目標としての役割を果たす。換言すれば、漸次、基準を維持しうるように、排出基準の改訂または上乗せ、公共下水道等の社会資本の整備、発生源となる工場の新規立地の制限等の諸施策を実施していくうえでの指標となる。

なお、環境基準は、このように行政上の目標としての性格をもつものであるから、直ちに、その地域に立地している事業者等に直接の規制数値として働くものではない。

4 環境基準と許容限度、受忍限度

環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標である点に特色がある。

環境基準を最大許容限度とする考え方も、もちろんとりうる場所であるが、その場合には、その限度までは汚染することもやむをえないこととなるし、またその限度をこえるならば直ちに健康等にある程度以上の影響を及ぼすという性格をもつ。行政上の目標として環境基準を定めるということは、人間の健康等の維持のため最低限度としてではなく、それよりもさらに一歩も二歩も進んだところを目標にし、この確保をはかっていることとされており、より積極的なものとなる。また、汚染が現在進行していない地域については、少なくとも現状より悪化することとならないように環境基準を設定し、これを維持していくことが望ましいのである。

さらに、環境基準を受忍限度とする考え方もとりうる場所であるが、この程度までの汚染がまんしななければな

らないという消極的なものとするよりは、「望ましい基準」を定め、将来に向かつての政策目標としてとり組んでいくという立場をとつたものである。

このような考え方から、本法では、環境基準の制度を採用するにあたって、許容限度あるいは受忍限度という性格のものとしてではなく、より積極的に、維持されることが望ましい基準とし、行政上の目標たる性格のものとして組み立てたものである。

5 環境基準の設定と改定

環境基準は、科学的に究明された汚染物質等の量と、人の健康等の影響との関係を基礎として設定されるものである。「維持されることが望ましい」という表現があるが、科学的な判断を基礎とすべきことは当然であり、科学的な調査研究の結果をもとに合理的に定められるべきものである。

具体的には、たとえば人の健康に関する大気汚染の環境基準は、次のような研究調査や検討の結果をもととして、設定されている。

- (1) 実験室内での動物実験、臭覚および視覚への影響、適応現象等への生物学的研究
- (2) 汚染度の異なる地域についての眼への刺激作用、鼻粘膜への刺激作用その他の生理的機能の変化、罹患状況等の疫学的調査

(3) 経験的に証明されている有害濃度、労働衛生上の許容度を基礎とし、一定の安全度を見込む検討
 なお、二以上の汚染物質の相加ないし相乗作用を考慮する必要がある。

環境基準が、第三項に定められているように、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならないことは当然である。科学的な調査研究が進み、人体等に対する新たな影響が判明する場合もあろうし、新しい

汚染物質が発見されることもありうるし、また、科学の進歩によつて技術的経済的に可能な新しい防除方法が確立されていくこともあるからである。

6 環境基準のあてはめの委任

昭和四二年に公害対策基本法が制定されてから、本条に基づく環境基準の設定が行なわれてきたが、このうち、いおう酸化物と一酸化炭素および人の健康の保護に係る水質環境基準については全国一律の基準として定まつているのに対し、生活環境に係る水質環境基準については河川、湖沼、海域ごとに利水目的に応じて二以上の類型を設け、別途政府が水域ごとにそれぞれの類型をあてはめることとしていた。政府は、閣議決定により、重要河川、海域を中心にして八二水域につきこの「あてはめ」を行なつてきたが、河川等水域の数は多く、また、地域の実情をもつとも把握しやうしい立場にある都道府県知事に具体的な類型のあてはめをさせた方が効率的であるということから、第六四回国会で本条第二項の改正が行なわれ、「あてはめ」の権限を都道府県知事に委任することができるとされた。これにより、昭和四六年五月二八日に、「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令」が制定された。同政令では、原則として二都府県以上にまたがる三七河川、湖沼と一〇海域を除く水域のあてはめ権限を都道府県知事に委任すると同時に、新たに定められた騒音の環境基準についても、療養施設が集中して設置される地域等とくに静穏を要する地域、住居地域、住居・商業併存地域の三地域のあてはめ権限を都道府県知事に委任した。

7 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準で人の健康に関するものは、工業専用地区のように住宅の建築を原則として認めない地域等特別な場合を除いては、差があるべきものではないと考えられている。人が原則として住まないような地域を除いては、人は、常に何時でも大気汚染にさらされているからである。しかし、直接に人の健康にかかわらないもつばら

生活環境の保全（桑の木、いぐさ等農作物への影響、塗料や金属の腐食等）については、保全すべき生活環境の態様、地域の条件等に応じて、地域差を設けていくことも考えられよう。

大気汚染に係る環境基準としては、昭和四四年二月一二日、人の健康を保護するうえで維持されることの望ましい基準として、いおう酸化物に係る基準が閣議決定されたのに続き、同四五年二月二〇日には、一酸化炭素に係る環境基準が閣議決定されている。

なお、すべての汚染物質に共通することであるが、環境基準をこえているか否かを、どのような方法で、測定し判断を下すかという問題である。現状では、できる限り多くの既存の施設を用いることとなるが、測定網の充実強化は、環境基準確保上からも今後の重要な課題である（第三條（二）三頁（参照））。

8 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁の場合も、人の健康に関するものは、水域によつて差があるべきではないと考えられている。しかし、生活環境に関するものは、水域ごとの利用目的に応じてそれぞれの水域の特性を考慮して環境基準を設定することとなると考えられる。

利用目的によつて大きく分ければ、水泳、水道用水、工業用水、農業用水、魚介増殖用等であり、たとえば、生活環境の保全の關係では、鮭鱒資源として保護すべき水域であれば、その漁業が維持されるように基準を設定していくこととなると考えられる。

水質汚濁に係る環境基準は、昭和四五年四月二二日に閣議決定された。この環境基準は、人の健康の保護に関するものと生活環境の保全に関するものとに分けて設定されている。

人の健康の保護に関する環境基準は、シアン、アルキル水銀等の八項目について基準値が設定されており、全公共

用水域に一律に適用され、かつ、ただちに達成維持するものとされている。

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼、海域ごとに利水目的に応じた水域類型を設け、それぞれの水域類型ごとに、水素イオン濃度（PH）、生物化学的酸素要求量（BOD）等の項目について基準値が設定されており、各公共用水域をこの水域類型へあてはめることによつて、各水域の環境基準が具体的に示されることとなつている。その達成期間については、著しい水質汚濁が生じている水域では原則として五年以内に、それ以外の水域ではただちに達成維持することとされている。

9 土壤汚染に係る環境基準

土壤汚染に係る環境基準は、第六四回国会において、土壤の汚染が公害の定義に追加されたのに伴つて、新たに加えられたものである。土壤の汚染は、通常は、大気の汚染ないしは水質の汚濁を通じてひき起されるものであり、この意味からは、大気汚染および水質汚濁に係る環境基準によつてカバーされる面もあつたわけである。しかし、土壤の汚染は、野積みの鉱さいによる汚染や農薬の散布による土壤の汚染もあり、また蓄積性のきわめて強いものであるため、これを防除する施策としては、大気や水質の排出規制措置を中心としたものよりもむしろ客土事業というような措置が中心となるといつた特殊性にかんがみ、土壤の汚染自体の環境基準を定めるものとしたものである。

10 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、その性格が一般的には生活妨害についての防止であるという特性に鑑み、生活環境の保全という見地より地域別、時間帯別に設定していくことになるものと国際的にも考えられている。

騒音は、発生源の態様からみて、交通騒音、工場騒音、建設騒音、航空機騒音等があり、被害の側からみて、住民の睡眠、会話に妨害がある場合、学習その他の生活に妨害のある場合、作業の能率に影響のある場合、産卵等に影響

のある場合等がある。著しい騒音の場合には、難聴となることもあるが、騒音に対する反応は一般には生理的、心理的なものであり、不眠による間接的な健康の阻害や、生活妨害による被害またはそれによる公衆の反応が問題とされている。

なお、民間飛行場、自衛隊飛行場、新幹線鉄道等の周辺地域については、これら発生源が公共の用に供される施設でもあり、また、現在の技術的経済的な水準からこれを完全に防止することは不可能であるので、人の健康を損うことのない限り、このような特殊性について配慮していくこととなるものと考えられている。しかし、発生源が消音装置の開発や、被害者に対し防音設備を設ける等の努力は実施すべきであろう。

騒音に係る環境基準は、昭和四十六年五月二五日に、工場騒音、道路交通騒音を中心とした一般騒音につき閣議決定されている。基準値は、日常生活において睡眠妨害、会話妨害、作業能率の低下、不快感をきたさないことを基本とし、①療養施設が集合して設置される地域などくに静穏を要する地域、②主として住居の用に供される地域、③相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域について、それぞれ昼間、朝夕、夜間の区分ごとの基準値が定められている。

〔解説〕

1 「政府」

国の施策の具体的な実施の主体という意味で「国」としてではなく、「政府」と規定したものである。

2 「大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件」

本法にいう公害には、大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染および騒音による場合のほか、振動、悪臭および地盤沈下による場合が含まれるが、振動等の場合はひとしく公害といつても、大気の汚染、水質の汚濁等による場合とは

かなり性格が異なっており、その測定方法や維持すべき環境についての判断も、現在の段階ではまだ必ずしも確立されているとはいえない状況なので、本法上の制度としての環境基準の設定は行なわないこととしたものである。もちろん、今後の技術の進歩等に伴い振動等について行政上の指導指針としての環境基準を設定することも、排除する趣旨のものではないが、本法に基づく施策としては、振動、悪臭および地盤沈下に関しては個別的な行為ないし施設についての規制等を進めていくこととなる。

3 「生活環境」

本法の生活環境には、人の生活に密接な関係のある財産ならびに人の生活に密接な関係のある動植物およびその生育環境が含まれる(第二条(二四一頁)参照)。

4 「維持されることが望ましい基準」

科学的判断を基として維持されることが望ましい基準であり、恣意的なものではない。最大許容限度または受忍限度と異なり、行政上の目標として設定されることについては「趣旨」の3(一六五頁)および4(一六六頁)参照。

5 「政府は……定めるものとする」

政府に対する義務づけの意味を有する。したがって、汚染物質等に依りて、健康の保護と生活環境の保全の両者に係る統一的な基準、あるいは健康の保護と生活環境の保全とのそれぞれに係る別個の基準のいずれかの形で設定することとなる。

6 「二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型をあてはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合」

一口に環境上の条件といつても、個々の地域または水域の利用の形態により多岐多様であり、行政の目標である環

境基準も、これに対応して、地域または水域ごとに吟味されるべき場合がある。人の健康の保護に係る環境上の条件については、地域または水域によつて種類があることはまずないといいてよいであろうが、生活環境の保全に係る環境上の条件については、このことが通常であろう。これは、「生活環境」がきわめて広い意味で用いられており、多様な概念を含むものであることからいえることであろう。たとえば、公共用水域の利水目的は、周知のとおり多様であり、このように多様な利水が行なわれている各水域について、一律に一律の行政目標を設定することが妥当でないことは、当然のことであろう。「二以上の類型」とは、このような利用目的に応じた環境上の条件の類型のことである。具体的な地域なり水域における環境基準は、この類型の中から選ぶことになるわけである。

昭和四五年四月二一日に閣議決定された水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準は、「各公共用水域につき、別表の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当するものとして別途閣議決定により指定する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする」となっており、本規定は、このような方式を法定化したものである。

7 「都道府県知事に委任することができ」

あてはめ権限を都道府県知事に委任することができることを定めたものである。本規定は、「委任することができ」と定めただけであり「委任する」としたわけではないので、この委任をいかなる形で行なうかが問題となる。

この規定の趣旨は、政府が本条第一項の基準として二以上の類型を設けた場合において、それぞれの環境基準類型をあてはめる地域または水域の指定を政府の権限としつつ、必要がある場合には、政府は、この権限を都道府県知事に委任して、これに環境基準類型の対象となる地域または水域の指定を行なわせることにより、個々の水域ごとに環境基準類型の合理的なあてはめを確保しようとするにありと解される。そうだとすれば、委任により都道府県

知事の権限に属することとなる水域指定の事務は、いわゆる国の機関委任事務たる性質を有するものと解される。すると、地方自治法第一四八条第一項の規定から判断して、この委任に基づき定める法令の形式は、政令であることを要するものと解すべきである。ちなみに、この委任に係る地域または水域の指定の事務が国の機関委任事務であることを承認するとしても、本条第二項がこの事務の委任の方式についてなら規定するところがないのは、法は、むしろ、国の事務の委任が行なわれる場合の法令の形式の原則について定める地方自治法第一四八条第一項の規定のいわば例外的な措置として、その委任に関する方式を政府の自由な決定にゆだねたものと解すべきであるとの見解があるかもしれないが、そのような見解をとるべきではないであろう。なぜなら、国の事務の委任に関し、従来政令以外の命令による委任が行なわれていたところ、機関委任事務の増加を抑制する見地から、地方自治法第一四八条第一項の規定について「法律又はこれに基づく政令」による場合に限ることとする旨同項が改められたところであつて（昭和二十七年法律第三〇六号）、このような同項改正の経緯からみて、本条第二項が委任の方式について規定を置いていないことのみをもつて、例外を定めたものであるとは解されないからである。

以上のような理由から、昭和四十六年五月二十八日、「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和四十六年政令第一五九号）」が制定された。この政令は、二項から成り、第一項は、「公害対策基本法第九条第一項に規定する基準（以下「環境基準」という。）であつて、水質の汚濁に係るものが、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型をあてはめる水域を指定すべきものとして定められている場合における当該水域の指定の権限（別表に掲げる水域に係るものを除く。）は、当該水域が属する区域を管轄する都道府県知事に委任する」と規定している。別表には、主として二都道府県以上にまたがる三七の河川および湖沼と一〇の海域を掲げている。第二項は、「環境基準であつて、騒音に係るものが、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型をあてはめる地域を指定すべきもの

として定められている場合における当該地域の指定の権限は、当該地域が属する区域を管轄する都道府県知事に委任する」と規定している。これに基づいて、療養施設が集中して設置される地域等とくに静穏を要する地域、住居地域、住居・商工業併存地域の三地域の騒音に係る環境基準のあてはめ権限が都道府県知事に委任された。

8 「常に適切な科学的判断が加えられ」

運用上当然に配慮すべきことであるが、科学技術の進歩開発に伴つて、人体に対する影響の度合の新たなデータなり、全く新しい汚染物質の発見なりがあれば、当然に改定が必要であるし、また技術革新により技術的経済的に可能な新たな防止技術等が開発されるならばそれを取りいれることを考慮すべきこともいうまでもない。

9 「公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより」

環境基準の確保をはかることを政策目標として、公害防止施策を総合的かつ有効適切に講じていくことを明らかにしたものである。具体的な施策の進め方は、地域によりさまざまとなるが、たとえば、ばい煙の防止については、まず排出の規制を行ない、次いで土地利用の規制、排出源立地の規制を実施し、必要に応じ緩衝地帯等の設置をはかつていく。水質の汚濁の防止については、排出規制を実施し、公共下水道の整備をはかる一方、必要に応じて施設設置の規制を進めていく。騒音の防止については、施設や行為についての規制や土地利用および施設の設置についての規制を行なつたり、場合によっては特別の防音のための事業を行なつていくことが考えられる。

〔参考〕

1 人の健康の水準

人の健康を保護するうえでの水準としては、現在のところ、(1)労働衛生において作業環境の管理の基準となる水準(2)実験的に、あるいは臨床的に人体の健康に被害が生ずる水準 (3)国際的なスモッグ事件等の発生時の水準等が考

えられる。

大気汚染に関しては、WHO（世界保健機構）が昭和三八年大気汚染専門委員会を開催しており、その報告が同三年に発表されているが、この中で人体への悪影響を次の四段階をもつて表わしており、このような考え方も一つの参考となる。

第一段階…現在の知識によれば、直接的にも間接的にも（反射の変化や適応あるいは防御反応を含む。）何らの影響もみられない、またはそれ以下の濃度やばくろ時間

第二段階…感受器を刺激したり、植物に有害であつたり、人の視野の減少あるいは環境に対するその他の不利な影響をもたらすような、またはそれ以上の濃度やばくろ時間

第三段階…慢性疾患や寿命の短縮をおこすかも知れない変化や生理的機能の障害を起こしそうな、またはそれ以上の濃度やばくろ時間

第四段階…感受性の強いある人々の集団に急性疾患や死をもたらすかも知れない、またはそれ以上の濃度やばくろ時間

2 大気汚染等の人体に及ぼす影響

大気汚染はその汚染度が進むにつれて次のような影響が現われるといわれている。「初期においては、多くの市民はまず不快感をもつであろうし、視野は減少し、生活環境の不快化という姿をとるであろう。次に植物の生育阻害ないし枯死、金属腐食の促進といわれわれの財産への損害という形があらわれる。さらに汚染度が悪化すれば人間の機能への悪影響があらわれる。たとえ、その影響は初めは可逆的の生理反応であつても、そのことが繰り返えされる場合やがて病的変化にと発展するであろう。また急激な一時的大気汚染の激化が起きると市民の間に呼吸器疾患の多発ということも考えられる。また、大気汚染の悪化した状態に長年月の間ばくろされると、慢性呼吸疾患、ことに慢

性気管支炎、肺気腫、ぜん息等の閉そく性呼吸疾患または非伝染性気道閉そく性疾患と称せられる治療困難な疾病へと発展する可能性が想定される。一方汚染物中に発がん性物質が含まれる場合、肺がんの発生が考えられる。呼吸・循環器障害者、アレルギー素質者は、特に老人や幼児は一時的大気汚染の悪化に敏感に反応して、症状の悪化が認められる（鈴木武夫）。

また、騒音については、かなりの個人差があるが、初期においては、まず不快感等情緒的な影響があらわれ、次に感情がたかまり注意の集中が妨げられ、会話の妨害、作業能率の低下という姿になつてくる。さらに進むと、血圧の上昇、消化機能の減退、疲労度の上昇等の生理的な変調が起こりやすくなり、はなはだしくなると、労働衛生上の問題としては難聴を惹起するに至るといわれている。

環境基準の設定への接近にあつては、現在の技術水準で十分に排除することができるかどうか、あるいは防止のための費用と損害額とを合計した公害に関する社会的費用全体がどのようになるか等種々の観点からの比較検討や接近の方法がありうるが、人の健康に係る環境基準にあつては、少なくとも、人体に有害な影響を及ぼす程度の水準であつてはならず、さらに、常に感受器を刺激したり、しばしば視野その他に悪影響を及ぼす水準であつてはならないと考えられる。

3 環境基準設定の現状

本法が昭和四二年に制定され、はじめて環境基準の設定が規定されたが、現在までに、いおう酸化物、一酸化炭素、水質汚濁および騒音に係る環境基準が設定されている。その概要は次のとおりである。

(1) いおう酸化物に係る環境基準（昭和四四年二月二日閣議決定）

人の健康に関するいおう酸化物に係る環境基準は次のいずれをも満たすものとする。

- ① 年間を通じて一時間値が〇・二 P P m 以下である時間数が、総時間数に対し、九九%以上維持されること。
- ② 年間を通じて、一時間値の年平均値が〇・〇五 P P m 以下である日数が、総日数に対し、七〇%以上維持されること。
- ③ 年間を通じて、一時間値が〇・一 P P m 以下である時間数が、総時間数に対し、八八%以上維持されること。
- ④ 年間を通じて、一時間値の年平均値が〇・〇五 P P m をこえないこと。
- ⑤ いずれの地点においても、年間を通じて、大気汚染防止法に定める緊急時の措置を必要とする程度の汚染の日数が、総日数に対し、その三%をこえず、かつ、連続して三日以上続かないこと。
- (2) 一酸化炭素に係る環境基準(昭和四五年二月二〇日閣議決定)
- 人の健康に関する一酸化炭素の環境基準は、一酸化炭素による影響の特性にかんがみ年間を通じて常に次の①および②の条件が維持されるものとする。
- ① 連続する八時間における一時間値の平均は、二〇 P P m 以下であること。
- ② 連続する二四時間における一時間値の平均は、一〇 P P m 以下であること。
- (3) 水質汚濁に係る環境基準(昭和四五年四月二一日閣議決定。同年五月二九日および同四六年五月二五日一部改正)
- ① 人の健康の保護に関する環境基準
- 人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、次の表の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

| 項目 | シアン | アルキル水銀 | 有機リン | カドミウム | 鉛 | クロム(6価) | ヒ素 | 総水銀 |
|-----|---------------|---------------|---------------|------------------|-----------------|------------------|------------------|---------------|
| 基準値 | 検出されな いこと。 | 検出されな いこと。 | 検出されな いこと。 | 〇・〇一 P P m 以下 | 〇・一 P P m 以下 | 〇・〇五 P P m 以下 | 〇・〇五 P P m 以下 | 検出されな いこと。 |

② 生活環境の保全に関する環境基準

- (1) 生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、次表の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当するものとして(ii)により指定する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。
- (ii) 各公共用水域が該当する水域類型の指定は、昭和四六年五月三十一日までの間は閣議決定により行なうこととし、同年六月一日以後は、環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(昭和四六年政令第一五九号)の別表に掲げる公共用水域については別途閣議決定により行ない、その他の公共用水域については同政令の定めるところにより都道府県知事が行なうものとする。

一 河川
(1) 河川(湖沼を除く。)

| 項目 | 利用目的の適応性 | 基準値 | | | | 該当水域 |
|----|-------------------------------|----------------|-----------------|----------------|-----------------|-------------------|
| | | 水素イオン濃度(PH) | 生物化学的酸素要求量(BOD) | 浮遊物質質量(SS) | 溶存酸素量(DO) | |
| AA | 水道一級、自然環境保全および以下の欄に掲げるもの | 六・五以上 八・五以下 | 一 P P m 以下 | 二五 P P m 以下 | 七・五 P P m 以上 | 五〇〇 M P N 以下 |
| A | 水道二級、水道一級、水産一級、およびB以下の欄に掲げるもの | 六・五以上 八・五以下 | 二 P P m 以下 | 二五 P P m 以下 | 七・五 P P m 以上 | 一、〇〇〇 M P N 以下 |

| E | | D | | C | | B | |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 工業用水三級 | 環境保全 | 工業用水二級 | 農業用水 | 工業用水一級 | 水産三級 | 水道三級 | 水産二級 |
| 六・〇以上 | 八・五以下 | 六・〇以上 | 八・五以下 | 六・五以上 | 八・五以下 | 六・五以上 | 八・五以下 |
| 一〇ppm以下 | 一〇ppm以下 | 八ppm以下 | 一〇ppm以下 | 五ppm以下 | 三ppm以下 | 二五ppm以下 | 二五ppm以下 |
| 遊が認められぬ | 遊が認められぬ | 一〇ppm以下 | 一〇ppm以下 | 五ppm以下 | 五ppm以下 | 五ppm以上 | 五ppm以上 |
| 二ppm以上 | 二ppm以上 | 二ppm以上 | 二ppm以上 | 二ppm以上 | 二ppm以上 | 五ppm以上 | 五ppm以上 |
| 一〇〇〇m以下 |

③の(ロ)に
より水域
類型ごと
に指定す
る水域

(特) 1 自然環境保全…自然探勝等の環境保全

2 水道 一級…ろ過等による簡易な浄水操作を行なうもの

〃 二級…沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行なうもの

〃 三級…前処理等を伴う高度の浄水操作を行なうもの

3 水産 一級…ヤマメ、イワナ等貧酸素水域の水産生物用ならびに水産二級および水産三級の水産生物用

- 4 工業用水一級…沈澱等による通常の浄水操作を行なうもの
- 〃 二級…薬品注入等による高度の浄水操作を行なうもの
- 〃 三級…特殊の浄水操作を行なうもの
- 5 環境保全…国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

(2) 湖沼

(天然湖沼および貯水量一、〇〇〇万方メートル以上の人工湖)

| A A | | A | |
|----------|----------|----------|----------|
| 水道一級 | 水道二、三級 | 水道一級 | 水道二、三級 |
| 六・五以上 | 六・五以上 | 六・五以上 | 六・五以上 |
| 八・五以下 | 八・五以下 | 八・五以下 | 八・五以下 |
| 一ppm以下 | 一ppm以下 | 一ppm以下 | 一ppm以下 |
| 七・五ppm以上 | 七・五ppm以上 | 七・五ppm以上 | 七・五ppm以上 |
| 五〇〇ppm以下 | 五〇〇ppm以下 | 五〇〇ppm以下 | 五〇〇ppm以下 |

②の(ロ)に
より水域

| C | B | 備考 | | | |
|--------|--------------|--|--------|-------------|---------|
| | | 水産一級、水産二級および水産三級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。 | 工業用水一級 | 農業用水 | 水産三級 |
| 工業用水二級 | 工業用水一級 | 六・〇以上 | 六・五以上 | 五ppm以下 | 一五ppm以下 |
| 環境保全 | およびCの欄に掲げるもの | 八・五以下 | 八・五以下 | 八ppm以下 | 五ppm以上 |
| | | 八・五以下 | | 遊が認められないこと。 | 二ppm以上 |
| | | | | | |

類型ごとに指定する水域

(註) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 一級：ろ過等による簡易な浄水操作を行なうもの

3 水産 一級：ヒメマス等食栄養湖型の水産生物用ならびに水産二級および水産三級の水産生物用

二級：サケ科魚類およびアユ等食栄養湖型の水産生物用ならびに水産三級の水産生物用

三級：ユイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用

4 工業用水一級：沈澱等による通常の浄水操作を行なうもの

二級：薬品注入等による高度の浄水操作、または、特殊な浄水操作を行なうもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

二海域

| C | B | A | 基準値 | | | | 抽出物質 (油分等) | 該当水域 |
|------|--------------|----------------|-----------------|-------------------|---------------|---------|---------------|---------------------------------------|
| | | | 水素イオン濃度 (PH) | 化学的酸素要求量 (COD) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌群数 | | |
| 環境保全 | 工業用水二級 | 水産一級 | 七・八以上 | 二ppm以下 | 七・五ppm以上 | 一、〇〇〇以下 | 抽出されな | ②の(併)に より水域 類型ごと に指定す る水域 |
| | およびCの欄に掲げるもの | およびB以下の欄に掲げるもの | 八・三以下 | 三ppm以下 | 五ppm以上 | 一、〇〇〇以下 | 抽出されな | |
| | | | 七・八以上 | 二ppm以下 | 七・五ppm以上 | 一、〇〇〇以下 | 抽出されな | |
| | | | 七・〇以上 | 八ppm以下 | 二ppm以上 | | | |
| | | | 八・三以下 | | | | | |

備考

一 水産一級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数七〇MPN/一〇〇ml以下とする。
二〔略〕

④ 1 水産 一級…マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用および水産二級の水産生物用

2 環境保全…国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(4) 騒音に係る環境基準（昭和四十六年五月二十五日閣議決定）

環境基準は、地域の類型および時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

| 地域の類型 | 時間の区分 | | | 該当地域 |
|-------|-----------|-----------|-----------|---|
| | 昼間 | 朝・夕 | 夜間 | |
| AA | 四五ホン(A)以下 | 四〇ホン(A)以下 | 三五ホン(A)以下 | 環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和四十六年政令第一五九号）第二項の規定に基づき都道府県知事が地域の区分ごとに指定する地域 |
| A | 五〇ホン(A)以下 | 四五ホン(A)以下 | 四〇ホン(A)以下 | |
| B | 六〇ホン(A)以下 | 五五ホン(A)以下 | 五〇ホン(A)以下 | |
| | | | | |

④ 1 AAをあてはめる地域は療養施設が集合して設置される地域などくに静穏を要する地域とすること。

2 Aをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とすること。

3 Bをあてはめる地域は相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とすること。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）についてはその環境基準は右表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

| 地域の区分 | 時間の区分 | | |
|-----------------------------|-----------|-----------|-----------|
| | 昼間 | 朝・夕 | 夜間 |
| A地域のうち二車線を有する道路に面する地域 | 五五ホン(A)以下 | 五〇ホン(A)以下 | 四五ホン(A)以下 |
| A地域のうち二車線を越える車線を有する道路に面する地域 | 六〇ホン(A)以下 | 五五ホン(A)以下 | 五〇ホン(A)以下 |
| B地域のうち二車線以下の車線を有する道路に面する地域 | 六五ホン(A)以下 | 六〇ホン(A)以下 | 五五ホン(A)以下 |
| B地域のうち二車線を越える車線を有する道路に面する地域 | 六五ホン(A)以下 | 六五ホン(A)以下 | 六〇ホン(A)以下 |

備考 車線とは一統列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

4 衆議院における修正

本条第三項は、衆議院の修正により附加されたものである。政府案では、運用上当然に配慮すべきこととして格別の規定を設けていなかったものであるが、この修正によつて、科学的判断を基礎に設定されるという環境基準の性格がより一層明確にされるとともに、科学技術の進歩に伴い改定されることが明記された。

新 公害対策基本法の解説

昭和46年11月10日 印刷
昭和46年11月15日 発行

不 許
複 製

定 価 1,550円

編 集 岩 田 幸 基
発行兼 河 合 善 次 郎
印刷者

発行所 新日本法規出版株式会社
本 社 東京都新宿区西大久保 2 / 185
振 替 東 京 1 3 9 0 2 6 番
総 轄 本 部 名古屋市中区栄1丁目23番20号
名古屋支社 振 替 名 古 屋 5 9 5 7 7 番
札幌支社 札幌市大通西14丁目3 / 26
仙台支社 仙台市木町通 2 丁目 6 / 32
大阪支社 大 阪 市 東 区 石 町 2 / 12
広島支社 広 島 市 橋 本 町 3 番 22 号
福岡支社 福 岡 市 大 手 門 3 丁 目 3 番 13 号
管 業 所 金 沢 ・ 高 松

☆落丁・乱丁本はお取り替えます。